

## 木曾岬町内部情報系・外部情報系端末購入 物件仕様書

### 1. 物件の名称

購入物件の名称は『木曾岬町内部情報系・外部情報系端末購入』とする。

### 2. 納入期限

納入期限は令和7年10月10日とする。

### 3. 基本事項

- ・町が運用するメインシステムの安定稼働と庁内における機器の統一管理を確保するため、納入機器に係るメーカーは「6. 機器仕様」において指定するものとする。
- ・納入機器の一部は非外部接続であって、内部情報系ネットワーク限定使用とする。
- ・納入機器に故障等が発生した際は納入者を窓口とするので、これを誠実に履行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要と思われるものは装備すること。
- ・問い合わせ先

木曾岬町役場 危機管理課 担当：山下 Tel 0567-68-6101

E-Mail : kikikanri@town.kisosaki.mie.jp

### 4. 対象物件及び納品場所

本件業務に係る納品場所及び必要台数に関しては、下記のとおりとする。

納品場所 : 木曾岬町役場 3F 危機管理課

必要台数 : 事務用PC 32台

ディスプレイ 23台

### 5. 業務範囲

#### 1) 機器搬入

不要な梱包材は回収すること。

#### 2) 初期設定作業

初期設定はすべて木曾岬町が行うこととする。

#### 3) 初期不良対応

納入品は直ちに製品確認、動作確認等の検収を実施するが、検収の際に破損・初期不良等の製品不良が発覚した場合は、当該不良品の交換に対応すること。

## 6. 機器仕様

### 【ハードウェア条件】

#### ①パソコン本体 32台

PCタイプ	ミニデスクトップPC (縦置き正対時の寸法 幅 60mm×奥行 210mm×高さ 210mm 以下のもの)
メーカー	メーカーによるオンサイト保守が可能なメーカー製のものとする。
CPU	インテル® Core i3 以上で第 14 世代以降の CPU4 コア 8 スレッド以上のもの (インテル® Core i3-14100T と同等以上)
メインメモリ	8GB 以上、DDR5 (メモリ枚数、空きスロットは問わない)
ストレージ容量	以下のいずれかの構成とする。 ・S-ATA SSD 256GB 以上 ・NVMe M.2 SSD 256GB 以上
ドライブ	なし
サウンド	オーディオインターフェースを搭載し、スピーカー、イヤホン接続等により音声等が確認できること (内臓スピーカーの有無は問わない)。
LAN	1000BASE-T / 100BASE-T / 10BASE-T 準拠
インターフェース	USB インターフェース×4 (2つ以上は USB3.2 Gen1 規格以上) ディスプレイ出力端子×2 (1つ以上は DisplayPort 端子であること)
PC 付属品	下記①～④を PC 本体台数分添付すること。 ①PC 本体縦置き用スタンド (本体寸法に含めない) ②AC 電源 ③ワイヤレスマウス (5 ボタン、戻る進むボタンがあること) 光学式またはレーザー式、USB 無線レシーバー接続 (※) ④ワイヤレスキーボード メンブレン式、日本語 108 または 109 キーのフルキーボード、USB 無線レシーバー接続 (※) (※) USB 無線レシーバーは、受信機 1 つでマウス・キーボードに対応すること。 下記⑤は指定数量分添付すること。 ⑤システムリカバリメディア、ドライバズディスク 1セット
その他	・セキュリティキーホールを本体に有すること。 ・本体は全て同一機種とすること。 ・納品後 5 年間のハードウェア故障時はメーカーによるオンサイト保守を行うこと。故障交換したストレージは発注者側へ引き渡すこと。 (PC 本体のみで可)

②デスクトップ用ディスプレイ 23 台

ディスプレイ	20 インチ～22 インチ (ワイド)、1680 ピクセル×1050 ピクセル以上、LED バックライト、ディスプレイ入力端子×2 (1 つは DisplayPort 端子) ※選定 PC 本体との接続において指定解像度での表示動作を保証すること。(疑似解像度表示は不可) ※PC 本体と異なるメーカーでも可とする。 ※PC 本体と接続できるケーブル類を添付すること。(付属品可)
--------	---

【ソフトウェア条件】 32 台分

OS	【全台】 Windows® 11 Pro (64bit 版)
ソフトウェア	【全台】 Microsoft Office Home & Business2024

【その他仕様】

上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと。(付属品がある場合、付属品で可。)

7. 納入品の増台対応

- ・入札による落札者決定後、予算の範囲内において落札された製品を追加で増台依頼することがある。この場合においては、見積明細書に記載された単価と同額で可能な限り対応すること。